

第 6124 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 1月23日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ アルバイトの源泉徴収

**Q** : 春休みに学生アルバイトを雇う予定です。アルバイト代は給料日にまとめて支給する予定ですが、源泉徴収はどうしたらいいですか？

**A** : 「日額表丙欄」を用いて日ごとの税額を求め、その税額の合計金額を支給するアルバイト代から差し引いてください。

### 【解説】

源泉徴収税額表の「日額表丙欄」は、原則として、日々雇い入れられる者に対し、労働した日又は時間によって賃金等の額を算定し、かつ、労働した日に支払われるもの(同一の支払者から継続して2ヶ月を超えて支払を受ける場合における2ヶ月を超えて支払を受けるものを除く)に適用されますが、次のように一定期間分まとめて支払うものについても適用が認められています。

- ① 日々雇い入れられる人の労働した日又は時間によって計算される賃金で、その労働した日以外の日に支払われるもの
- ② あらかじめ定められた雇用契約期間が2ヶ月以内の人に支払われる賃金で、労働した日又は時間によって計算されるもの

ご質問の学生アルバイトに支払う賃金は②に該当しますので、「日額表丙欄」を使用して日ごとの税額を求め、アルバイト期間のその税額の合計金額を最終日に支払うアルバイト代から徴収してください。

なお、日給9,300円未満の場合は、日額表丙欄の税額がゼロですので、源泉徴収は不要です。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

